

報告第12号

議会の委任による専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月22日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第8号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和7年9月8日

小浜市長 杉 本 和 範

- 1 事故の概要 令和7年7月27日午前7時頃、和多田区内の道路付近において、社会奉仕活動として区民がエンジン式草刈り機を使用し除草作業を実施していたところ、石が跳ねて、自宅に駐車中の 氏所有の自動車に当たり、後部座席の窓ガラスおよび車体が破損した。

- 2 損害賠償の相手方 住所
氏名

- 3 損害賠償の額 金225,000円